

部落問題について教育の視点から部落差別の教育を促すために

3年2組32番 山口 侑良

1. はじめに

まず私が部落差別というテーマを選んだ動機は、私は小学校、中学校でも部落差別について考える授業を沢山受けたことがきっかけです。

特に中学校では一年間丸々総合の時間は部落差別について考える授業でした。なので学校の授業で部落差別についての授業が行われるのが当たり前だと思っていました。けれども高校に入って2年生の時に部落差別についての授業があったが、今まで部落差別について学んだことない子が多くて驚きました。なのでどうして部落差別について学ぶ学校と学ばない学校があるのかと疑問に思ったからです。

また、私の中学の時の担任の先生が部落差別の授業の時に「私の数学の授業どんなに寝ても別にイライラしたりしやんけどこの部落差別とか道徳とかの授業は絶対に寝やんといしてほしい。私の数学の授業なんかより大事な授業やと思って真剣に考えてこの授業を受けてほしい。」ってお願い。学校の先生が数学の授業よりも大事だからってお願いするほど大事な授業なんだと衝撃を受けました。そして私もこのように伝えていかなければならないなと思ったからです。

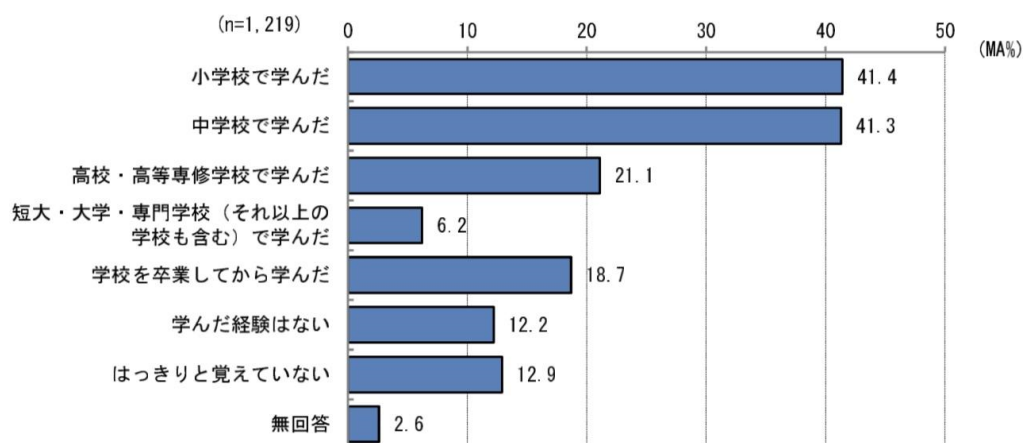
2. 序論

私は、なぜ小・中学校・高校で部落問題について学ばせない所があるのか。また、どのようにすれば部落問題を教育の場で教える機会を促せるのか。という問いを設定した。1つ目のなぜ小・中学校・高校で部落問題について学ばせないところがあるのかという問いに対する仮説は、「寝た子を起こすな」という考えがあるからなのではないかと思う。2つ目の問いに対しての解決策は、「寝た子を起こすな」という考えを無くして部落問題の知識をつけることの大切さをたくさんの人に知ってもらいたいことだと思う。平成30年に奈良県が実施した同和や人権の学習経験の調査によると（資料①）小学校で学んだ事がある人が41.4%、中学校で学んだ事がある人が41.3%、高校・高等専修学校で学んだ事がある人が21.1%、学校を卒業してから学んだ人が18.7%、学んだ経験がない人が12.2%、覚えていない人が12.9%という結果でした。この結果を踏まえて、明石一郎さんの「同和問題を考える。」～人権問題の講義から～という論文、北口末広さんの「部落差別事象から見た同和教育の課題」という論文から得た情報を分析して部落問題が教育の場で教えられない理由と部落問題を教育の場で教える必要がある事を明らかにする。

1-14. 同和や人権の学習経験

問 14 あなたは、同和問題や人権問題について、学校の授業等で学んだことがありますか。次の中からあてはまるものの番号に○をつけてください。(○はいくつでも)

【図 1-14 同和問題や人権問題について学校の授業等で学んだことがあるか】



3. 本論

奈良県の調査の結果をまとめると、小学校・中学校で学んだ事がある人が多い事がわかりました。そして学んだ経験がない人が全体の約20%である。同じ県なのに学ぶ学校と学ばない学校があることがわかる。特にに着目したのは、はっきりと覚えてないと答えた人の割合である。部落問題について学んだ記憶がはっきりとしていないということは、学校の授業自体が深く取り組んでいないと考えられる。しっかりと学ばず聞いたことあるぐらいの知識では誤った知識を持って差別が生まれるおそれがある。1990年9月14日に発生した府立八尾北高校の差別事件に関して、北口による記述は以下の通りである。

1年5組の英語Aの授業中、教科担当が宿題テストを生徒に返し、出来・不出来の差が大きい事を指摘、「点数の低かった者は中間・期末テストで努力する様に」指導する。そして「最高点は98点、ブービー賞は24点」といったところ、Bが「先生、ほんなら俺、最低やな」と発言。それを聞いた周囲に歓声があがり、数人の生徒（Bの友人）から「アホー」という声が出る。その際にCが「えた・非人」と発言。「あっ」（あかんこと言いよった）という周りの雰囲気と教科担当の顔から笑いがなくなったことでクラスは静かになった。なおBの発言はクラスメートの歓心を買おうとしたもので、友人の発言はそれに応えたものであって、悪意を持って発せられた言葉ではない。この事件でCに対する指導の過程で、「えた・非人」という言葉を、いつ、どこで知ったか、どんなイメージをもっているか聞いたところ、「中学校の社会の歴史の時間に習った」と答え、イメージは「かわいそう」「気の毒」「自分が低い」と言ったマイナスイメージをもっている事が明らかになった。この差別事件は、近年発生している教育現場の差別事件の典型的なパターンであろう。本来解放教育は、部落

出身者や部落のことを歴史性も含めて正確に理解することによって、被差別の立場に接近・共感することでなければならないが、まったくそのようにはなっていない。つまり、きわめて不十分ではあるが、一定の知識がある反面、被差別のいたみや差別への怒りといったものがみられない。この点に、今日の解放教育の決定的弱点があるのではないかと考える（北口、1994）。

この事例は、先に示した奈良県が実施したアンケートの、「はっきりと覚えていない」と答えた人達の認識に近いと考えられる。このように聞いたことはあるぐらいの知識では生徒自身が軽い気持ちで発した言葉により傷つく人が少なくともいるという事を防がなければならない。

同じく北口は、教師の側の根強い差別意識が十分に克服されていない現実も存在していると述べている。以下はその引用である。

1989年6月28日、横浜市立戸塚中学校で教師による差別発言事件が発生している。この事件は、奈良・京都への修学旅行を3日後に控えた6月28日、3年生のあるクラスで、担任のA教諭が、理科の授業の終了まぎわに次のような差別発言を行った。「これから修学旅行の注意をするから窓を閉めろ。これは絶対のないしょだぞ。親にも話すなよ。」と前置きし、子供たちの注意を引きつけ、かつて修学旅行にあったトラブルの例をいくつかあげた後、こう付け加えた。「奈良には、江戸時代の身分制度として、えた、ひにんというのがあって、はりつけになった人たちをさしたり、死体を始末したりする人や、毛皮を剥いだり、なめしたりする人たちが住んでいたところがあったんだ。その人たちが住んでいたところに、子孫がまとまって住んでいるところがある。そこは道路一本でわかれていて、見たところ普通の町と変わらないところがある。そこは、古ぼけた家が建ち並んでいるところなんだ。そこにいる人たちと関わると、むきになったりする。すごくおっかないところだから気をつけろよ。」

「しかし、それらの人々を表したかっこうとして、けものを表すこんな（4本の指を立てる）仕草があった。だけど奈良には昔のことを知っている人がいるから、絶対にそういう仕草をするなよ。」この授業を受けた生徒が、その日帰宅後、両親にA教諭の発言を話し、その内容に驚いた母親が次の日の朝、戸塚中学校に抗議の電話を入れている。電話の対応にあたった校長は、母親から「教室の窓を閉めさせてから、A先生が奈良方面に行ったときは指4本の仕草をしてはいけないと言った」と言っており、校長は母親から差別授業の内容についてそれ以上たずねることもせず、電話を切った。校長はA教諭の差別発言をさっそく取り消さなければ、と判断し、「訂正授業」を思いついた。その理由として、A教諭が生徒に「非常に不注意に」「今は差別がないのに差別があると教え」「部落はおそろしいところだという意識を植え付けた」からと言っている。対処に困った校長は、同29日の午前中、市教委同和教育担当と電話で相談をし、市教委が戸塚中に出向いてA教諭と校長から事情を聴取している。人権教育担当者教育長が協議した結果、「修学旅行を2日後に控え緊急措置を講じること」「学校・教委が主体的に（内部的に）解決にあたること」の2点を確認。翌30日、A教諭、校長、同和教育指導主事の3者による「訂正授業」が実施されている。この差別事件には多くの問題点が存在している。もし授業を受けた1生徒がA教諭の「これは絶対のないしょだぞ。親にも話すなよ。」ということを守って、A教諭の発言を話していなければ、事件は明るみになっていなかったことを考えると、恐ろしいかんじさえる。人権意識を育てるべき学校教育で、その逆の差別意識を公的授業で植え付けていた事実とそのことによる生徒への影響を考えると、はかり知れない深刻さが存在しているといえる。まずはA教諭は「窓を閉めろ。これは絶対のないしょだぞ。親にも話すなよ。」と言っているが、自身の発言に正確

な認識はないにしろ問題点が存在していることを理解している。生徒たちの中に差別意識を助長するであろうことを認識しながら発言しており、A教諭自身の根強い差別意識と、被差別への共感が全く無い態度が明らかになっている。また部落の歴史の一面的な捉え方と現状認識の誤りがA教諭の差別を補強する役割も果たしているといえる。差別問題、人権問題に取り組む出発点は、差別や人権侵害の現実を正確に捉えることであるなら、その出発点から誤っていると言わざるを得ない。この差別事件から教訓とすべき点は多くある。少なくとも部落問題に対する正しい認識、つまり部落や部落出身者に対する正確な知識とそれに基づく被差別への共感を、解放教育推進の中心的役割を担う教師自身の中につくり上げていくことだといえる（北口、1994）。

私はこの事例にいくつかの衝撃を受けた。まず、自分の住んでいる場所である奈良がこんな風に言われていることに驚いた。そして人権意識を教える立場である教師が生徒に差別意識を植えつけていることに驚いた。学校で部落問題についての授業を行うよりも前に、教師への部落差別への正しい知識を身に付けないとならないと感じた。

明石は、「寝た子を起こすな」論について次のように述べている。

自然解消論という考え方は間違っている。自然に解消するならすでに問題は解決してるはず、そのうちなくなるという考えは差別がなくなるまで我慢しなさいという意味になる。その考え方は、差別を容認する考え方になる（明石、2017）。自然解消論とは、差別の存在自体を知らなければ差別は起きないから知らなくていい、という考え方である。私はこれに対して、「そのうちなくなるという考えは差別がなくなるまで我慢しなさいという意味になる。」という文が印象に残った。当事者ではない人たちからすればそのうちなくなるだろうという軽い考え方で収まることなのかもしれないが、当事者の人からすればそのうちなくなるだろうという軽い考えでは片付けられないことだと思う。そのうち無くなると思われ続けているのに今まだ部落差別があるのは事実である。そのうちというのはいつなのかと疑問に感じた。部落差別を知らなければ本当に部落差別は無くなる、または減っていくのだろうか。知らなければ差別は起きないというのなら、なぜ差別は生まれ、今まで続いてきたのだろうか。また今も部落差別で苦しんでいる人はいると思う。もし自分の身近な人、例えば友達が部落差別で苦しんでいるとして友達が勇気を出して部落差別についての相談をしてきた時どうすべきだろうか。部落差別の知識がなければ、相談に乗ることもできない。しかし、部落差別についての知識があればその子の力になることができるかもしれない。

4. 結論

以上に述べてきたように、「差別を知らなければ差別は自然となくなっていく。」という考えを無くさなければ差別はずっとどこかに残り続けると考える。そしてこの問題は他人事として捉えるのではなく自分の身近な人もこの差別によって苦しんでいるかもしれないという気持ちを持って生活していくことが大切だと考える。

そのためには小学校からまたは中学校の授業の中で部落差別についての知識を先生たちが生徒に教える必要があると考える。ただ部落差別という差別がある。という説明だけでなく、なぜこの差別が生まれたのか根本的な所の正しい知識を身につけないと、どこかで誤解が生まれまた差別が起こる可能性がある。だから部落差別を教える立場にある人たちは、しっかりと部落差別についての知識をつけることが大切だと考える。そして、部落問題を教える立場である教師にも正しい知識をつける必要があると感じた。

私はこれからどのようにしたら部落差別の正しい知識を身につけて、どのように伝えれば正しくわかりやすく生徒に伝えることができるのか考えたいと思う。

そのために、私は小学校、中学校のときに部落差別について教わった担任の先生にどのようにして部落差別の知識を得たのか、部落差別についての授業をする際に心がけていることなどを聞きたいと思う。

5. おわりに

この探究を始める前までは、どうして部落差別について学ばない学校があるんだろう。と疑問に思うぐらいだったけど、この探求活動を通して、学ばない学校があるのはおかしい！という気持ちが強くなりました。また、私自身も中学で学んだことよりも部落差別についての知識が増えたと思います。

私の将来の夢は小学校の先生になることです。私が小学校の先生になったときに、部落差別のことを正しく自分の生徒に伝えて、部落差別についての正しい知識を持った生徒になってくれるように頑張りたいと思います。

6. 参考文献・出典

・北口末広 1994年 「部落差別事象から見た同和教育の課題」 人権問題研究資料 第10号 64～66

・北口末広 1994年 「部落差別事象から見た同和教育の課題」 人権問題研究資料 第10号 66～69

・明石一郎 2017年 「同和問題を考える」：人権問題論の講義から 人権を考える 第20号 68

・奈良県公式ホームページ 「人権に関する県民意識調査」の結果 1ー14、同和や人権の学習経験 33

